

## パートタイマー雇用契約書

〔 〕 (以下「甲」と称する)と、〔 〕 (以下「乙」と称する)とは、ここにパートタイマー雇用契約を締結する。甲と乙は、下記の事項を誠実に履行することを確約し、本契約書を取り交わすものとする。

### 記

#### <勤務場所および主たる職務>

1. 甲は乙を甲が運営する、〔 就業場所 〕において〔 職務内容 〕の職務に従事させる。  
原則として異動はないものとするが、業務上の都合で就業部署及び職務を変更することがある。

#### <賃金、勤務時間および雇用期間等>

2. 甲は乙に、以下の賃金を支払う。
- 2-1. 甲は乙に、〔 時給/日給 〕〔 〕円を支払う。  
※契約期間中の変更はないが、就業場所や職務の変更又は人事考課による改定はある。  
※通勤手当として、月額〔 〕円を限度として会社が合理的と認めた交通経路及び交通手段を使用した場合の実費を支給する。  
〔 定期代を支給する場合は、退職時には実費との差額が発生した場合の規定などを記載  
マイカー通勤を認める場合もガソリン代などの規定を記載 〕
- 2-2. 超過労働手当として、以下の割増し賃金を支払う。
- 1) 時間外割増賃金: 法定内残業の場合は時間単価、〔 割増がある場合は率を記載 〕  
法定外の場合は時間単価の25%の割増
- 2) 深夜割増賃金: 午後10時から午前5時までの間は、25%の割増
- 3) 休日出勤手当: 法定休日に出勤した場合は、35%の割増
- 2-3. 〔 賞与・退職金は支給しない 〕
3. 賃金は毎月〔 〕日から翌月〔 〕日までの期間をもって算出し、翌月〔 〕日に、乙の指定する金融機関振込で支給する。なお、振込日が金融機関の休日に該当した場合は前営業日に支給するものとする。〔 現金払いの場合があるなら、その旨を追加記載 〕
4. 次に掲げるものは、賃金から控除する。
- 1) 源泉所得税
- 2) 健康保険料および厚生年金保険料のパートタイマー負担分
- 3) 雇用保険料のパートタイマー負担分
- 4) その他法令に別段の定めのある公租公課等や社内規定の負担分
5. 雇用期間は〔 〕より、〔 〕までとする。

〔 ※自動更新は行わない 〕。更新の際には改めて労働条件を見直すものとする。

〔 自動更新を行う場合は、上限の回数、年数を記載、また定年制の有無と年齢を記載 〕

6. 始業開始時間は 、就業時間は 、休憩時間は  分とする。

休日は、  とする。

7. 忌引き、産前後、育児、介護、疾病による

8. 有給休暇は労働基準法にのっとり付与する。(別紙参照)

<契約の終了および解雇など>

9. 契約は、乙が死亡した時、乙の退職依願が提出された時、契約が満了した時に終了する。

※依願退職の場合は、  日前に申し出る

10. 乙が以下の項目のいずれかに該当するとき、甲は乙を解雇できる。

- 1) 試用期間が終了した時、不相当と判断された時
- 2) 入社時の経歴に虚偽の申告や詐称があった場合
- 3) 素行不良など言動に穏当性を欠き、他の社員に悪影響を及ぼすと判断された時
- 4) 業務遂行能力や勤務成績が著しく低く、向上が見込めないと判断された時
- 5) 社内規定の規律違反を犯した時
- 6) 業務縮小や合理化など運営上の止む無き事情により、人員が冗長となった時
- 7) 故意又は重大な過失で、甲の信用や名誉を損なった時

11. 乙は、業務上知りえた職務上の機密事項を漏らしたり、甲の信用・名誉を損なうような行動、言動をとってはならない。もし、甲に損害を与えた場合には、乙は賠償の責を負う。

12. 雇用管理の改善などの相談は、以下で受け付ける。

13. 乙は、通算雇用期間が5年を超える場合、甲に対して無期労働契約への申し込みを行うことによって、本契約の末日の翌日から無期労働契約での雇用に変換することができる。

ただし、この場合は労働条件についての見直しがある。

甲) 住所

社名

役職/氏名

乙) 住所

氏名